あなたの街の法律家 行政書士の業務をご紹介



第4回 クーリングオフ

相続や自動車登録手続などの暮らしに関することから、外国人雇用関係や 法人手続などビジネスに関することまで、多岐にわたる行政書士の仕事。 今回は、「クーリングオフ」について、そのポイントや相談の多い事例などを Q&A方式でお答えします。

「クーリングオフ」とは、どういうものでしょう?

クーリングオフとは、消費者が訪問販売、電話や街頭での勧誘など、業者との不意打ち的な接触 で強引な勧誘や説明などを受け契約をしてしまった場合、法律で定めら れた期間、無条件で契約を解除できる制度のことです。消費者が冷静で はない状態での契約で、一旦、頭を冷やして考え直す機会を確保するという目的 でつくられています。クーリングオフの期間や利用方法等は、取引内容により法律 で決められています。ただ通信販売(テレビ・インターネットショッピングなど)の場 合は、クーリングオフは適用されません。事前に返品規定について広告の記載を よく確認しましょう。(記載がない場合は法律の規定に則り返品できます。)



クーリングオフの手続は、どうすればいいですか?

まず、クーリングオフ期間内に契約解除の意思を書面(ハガキ、内容証明など)で通知しなければなりま せん。通知内容は、①申込日または契約日②商品またはサービス名③金額④ 販売会社・担当者名・クレジット契約の場合はクレジット会社も⑤契約を解除す る旨⑥既払金があれば返金要求⑦クーリングオフ通知日⑧契約者の住所氏名を書い て、クーリングオフ期間内に販売会社・クレジット会社に郵送。発信した証拠が残るよう ハガキの場合は、簡易書留か特定記録郵便で送ります。書面は両面コピーをとり、郵便 局の受領書とともに保管してください。クーリングオフ期間が過ぎていても、状況により 契約が取り消せる場合があります。消費者センターや行政書士にご相談ください。



最近増えている悪質商法について教えてください。

悪質商法は時代を反映します。最近若い人に多いのは、SNSを利用したアポイントメントセール スです。SNSの交流を通して外で会う約束をとりつけ、食事のあと店舗 へ誘導、協力者と合流させエステや化粧品、アクセサリーなどの強引な勧 誘をするというパターンです。高齢者で多いのは、貴金属・着物等の購入業者が 訪問し、強引に安い価格で買い取っていくという"訪問購入"です。被害急増を受 SNS け、この訪問購入についてもクーリングオフの適用対象となる法律が平成24年8 月22日に公布されました。とにかく不審や不安を感じたり、分からないことがある



● 次回の「教えて!行政書士のしごと|第5回目は「入管|についてご説明いたします。

ときは、お近くの行政書士にご相談いただくことをオススメします。